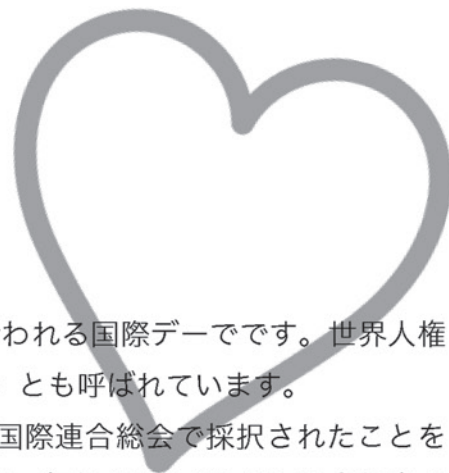


# 心温かい人々が暮らす町

- にぎやかそ美波町 -



## 12月10日は世界人権デーです！！

世界人権デー（せかいじんけんデー）は毎年の12月10日に行われる国際デーです。世界人権の日（せかいじんけんのひ）、または単に人権の日（じんけんのひ）とも呼ばれています。

世界人権宣言が、1948年（昭和23年）12月10日の第3回国際連合総会で採択されたことを記念して、1950年（昭和25年）の第5回国際連合総会において、毎年12月10日に記念行事を行うことが決議されました。

1968年（昭和43年）以降、5年ごとに、世界人権デーである12月10日に、国連人権賞が授与されています。

日本では、この日を含む形で直前の1週間（4日から10日まで）が「人権週間」に、直後の1週間（10日から16日まで）が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に指定されています。（Wikipediaより）

## 世界人権宣言とは？

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23年（1948年）12月10日、国連第3回総会（パリ）において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

さらに、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」の2つの国際人権規約が採択され、その後も個別の人権を保障するために様々な条約が採択されています。これらの条約が保障する権利の内容を理解し、広めていくことが一人一人の人権を守ることにつながるのです。（法務省HPより）

### 町民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会をめざしましょう。

「心温かい人々が暮らす、賑やかな過疎の町」美波町であり続けるために人権について考え守っていくことがまさに、“にぎやかそ”美波町づくりにつながります。このコーナーでは人権に対する思いを掲載していきます。